

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成27年  
1月

**安全衛生管理計画を作成しましょう。心と体の健康なくして安全なし！**

## 1. 「いわて年末年始無災害運動」展開中！ 実施期間:12月1日～1月31日

岩手県内の労働災害が増加しており、5年連続の危機的状況にあり、特に、死亡災害は昨年1年間の19名を大幅に上回る24名となっております。あわただしい年末、そして寒冷期の災害を防止するため各種対策が十分なものとなりますようお願いいたします。

いわて年末年始無災害運動スローガン:「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」

### ＜取り組みの重点ポイント＞

- ① 冬季特有災害の防止（重点対策：転倒、墜落、車のスリップ事故、一酸化炭素中毒）
- ② リスクアセスメントの実施

## 2. 化学物質による健康障害を防止するための指針が改正されました。

対象物質へのばく露を低減するため措置（作業環境管理、作業管理、保護具の適正使用、設備の点検等）、作業環境測定、労働衛生教育、SDS（安全データシート）の周知等々、各種取り組みが十分であるか確実に検証を行ない、化学物質による健康障害の防止対策を適切に講じましょう。

改正指針の内容はこちら（厚生労働省HP）

☛ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/131029-1.html>

## 3. 今年こそ「メンタルヘルス対策」に取り組みましょう！

平成26年6月25日改正労働安全衛生法が公布、「ストレスチェックの実施」が義務付けられ平成27年12月1日から施行となります。（ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務）また、男女雇用機会均等法が改正され、セクシュアルハラスメントの被害者のメンタルヘルス不調への相談対応が追加されています。（平成26年7月施行）メンタルヘルス対策は急務です！

☛ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/an-eihou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/)

## 4. 足場からの墜落防止対策が強化されます！

足場からの墜落防止措置は平成21年に改正されましたが、平成26年11月に労働安全衛生規則の一部改正について労働政策審議会より答申があり、平成27年7月1日施行の予定で省令の改正作業を進めることになりました。墜落防止措置を徹底し、死亡災害を撲滅しましょう。

☛ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069009.html>

## 5. 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年12月24日現在]

休業4日以上労働災害 79件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 12件

死亡災害 3件（1月発生、車両系建設機械の横転、8月発生、足場からの墜落10発生、ダンプトラックの屋根から墜落）

＜災害事例＞モルタル及び工具を持って移動はしごを昇降中、足を滑らせて高さ1.5メートルの箇所からアスファルト舗装された地面に背面から墜落した。

### ＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

- ・両手に物を持って昇降しないこと。
- ・移動はしごを使用する際は、転位を防止するための措置（他の労働者が支える等の方法）を講じること。
- ・移動はしごを使用する前に著しい損傷、腐食がないこと及び脚部の状況を点検すること。
- ・可能な限り、踏面のある昇降階段（手すり付き）を使用させること。